

告 示

埼玉県告示第三十六号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第三十条の二第二項の規定により、埼玉県企業局から杉戸町の区域内において行われた杉戸屏風風深輪地区産業団地整備事業について環境影響評価事後調査書の提出があったので、同条例第三十条の三の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和七年一月二十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県東部環境管理事務所

杉戸町産業振興課

春日部市環境政策課

幸手市環境課

茨城県境町防災安全課

千葉県野田市環境保全課

二 縦覧の期間

令和七年一月二十一日（火）から令和七年二月二十一日（金）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）